

(ゴシック体は必要的諮問事項)

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 「略」

2 前項の接続約款を変更しようとする者が第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第一項の規定により、予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第十三条第三項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。)又は精算接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。)を計算し、当該予測接続料又は当該精算接続料について接続約款を変更しようとする者である場合における前項の規定の適用については、同項中「その実施の日の七日前までに」とあるのは、「当該予測接続料について接続約款を変更しようとする者にあつては「基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。)の経過後十一月以内に」と、当該精算接続料については「基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。)の経過後九月以内に」とする。

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算定

【表略】

[注1～5 略]

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算定

	データ伝送役割に係る費用		回線容量課金対象外費用		回線容量課金対象費用		接続料対象外費用		接続料原価	
	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)
営業費										
運用費										
施設保全費										
共通費										

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 「同上」

【新設】

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

【表同左】

[注1～5 同左]

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

	データ伝送役割に係る費用		回線容量課金対象外費用		回線容量課金対象費用		接続料対象外費用		接続料原価	
	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)	実績値(事業年度)	参考値(事業年度)
営業費										
運用費										
施設保全費										
共通費										
管理費										
試験研究費										
研究費										
償却										
減価償却費										
固定資産除却										

管理費																				
試験研究費																				
研究費償却																				
減価償却費																				
固定資産除却費																				
通信設備使用料																				
租税公課																				
合計																				
費用区分	算定方法																			
営業費																				
運用費																				
施設保全費																				
共通費																				
管理費																				
試験研究費																				
研究費償却																				
減価償却費																				
固定資産除却費																				
通信設備使用料																				
租税公課																				

[注1～5 略]

6 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき第二種指定設備管理運営費を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した費用を記載すること。

7 「予測値」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき算定された額を、予測接続料

費																				
通信設備使用料																				
租税公課																				
合計																				

[注1～5 同左]

[新設]

[新設]

（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

- 8 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込みやシステム更新予定並びに会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与える要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算定

	接続料原価			備考
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	
営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				
租税公課				
合計				
費用区分				
算定方法				
営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				

【新設】

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

租税公課

【注1～3 略】

4 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき第二種指定設備管理運営費を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した費用を記載すること。

5 「予測値」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき算定された額を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

6 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込みやシステム更新予定並びに会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

2の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算定

【表略】

【注1・2 略】

3 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

【4・5 略】

3 機能別接続料原価参入営業費明細表

【表略】

【注1 略】

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算定）及び

【注1～3 同左】

【新設】

【新設】

【新設】

2の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出

【表同左】

【注1・2 同左】

3 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

【4・5 同左】

3 【同左】

【表同左】

【注1 同左】

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

2の2 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算定) により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。

[3・4 略]

4 原価の合算

[表略]

[注1・2 略]

3 「接続料原価」の欄には、1 (音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算定)、2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算定)、2の2 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算定) 又は2の3 (データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算定) により算定された額を記載すること。また、将来原価方式対象機能 (第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。) については、2及び2の2により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「接続料原価」及び「計」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

[4 略]

様式第17の4の3 (第23条の9の3関係)

1 機能に係るレートベース

[表略]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと (同号ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと (同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第6項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能 (第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。) については、様式第17の4の6 (役員別指定設備属明細表) により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「金額」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

[2~4 略]

2 資本構成比

貸借対照表の額	基礎事業年度の貸借対照表の額 (期首値)	基礎事業年度の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	自己資本比率

[3・4 同左]

4 [同左]

[表同左]

[注1・2 同左]

3 「接続料原価」の欄には、1 (音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出)、2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、2の2 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出) 又は2の3 (データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出) により算出された額を記載すること。

[4 同左]

様式第17の4の3 (第23条の9の3関係)

1 [同左]

[表同左]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと (同号ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと (同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。)。

[2~4 同左]

2 [同左]

貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額 (期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	自己資本比率

注 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

3 他人資本費用

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとと異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第6項により算定する場合を除く。）。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、1（機能に係るレートベース）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「機能に係るレートベース」の項には、1（機能に係るレートベース）により算定された値を用いること。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

4 有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	基礎事業年度の期首値	基礎事業年度の期末値	平均値	有利子負債比率
有利子負債に該当する勘定科目				
有利子負債の合計額				

有利子負債以外の負債に該当する勘定科目				有利子負債以外の負債比率
有利子負債以外の負債の合計額				

注1 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項

合計額				
-----	--	--	--	--

【新設】

3 [同左]

【表同左】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとと異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。）。

【新設】

2 [同左]

3 [同左]

4 [同左]

4 [同左]

負債の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の期首値	原価及び利潤の算定期間の期末値	平均値	有利子負債比率
有利子負債に該当する勘定科目				
有利子負債の合計額				

有利子負債以外の負債に該当する勘定科目				有利子負債以外の負債比率
有利子負債以外の負債の合計額				

注 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項

合計額				
-----	--	--	--	--

は、必要に応じ、適宜増減すること。

2 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

5 有利子負債に対する利子率

損益計算書上の勘定科目	基礎事業年度の損益計算書の額
合計	

貸借対照表上の勘定科目	基礎事業年度の貸借対照表の額(期首値)	基礎事業年度の貸借対照表の額(期末値)	平均値
合計			

有利子負債に対する利子率

【注1～3 略】

4 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

6 自己資本費用

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同号ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごと)に異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)に作成すること(同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第6項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、1(機能に係るレートベース)により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「機能に係るレートベース」の項には、1(機能に係るレートベース)により算定された値を用いること。

3 【略】

4 【略】

7 自己資本利益率

は、必要に応じ、適宜増減すること。

5 【同左】

損益計算書上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の損益計算書の額
合計	

貸借対照表上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期末値)	平均値
合計			

有利子負債に対する利子率

【注1～3 同左】

【新設】

6 【同左】

【表同左】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同号ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごと)に異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)に作成すること(同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。)

【新設】

2 【同左】

3 【同左】

7 【同左】

リスクの低い 金融商品の平 均金利	基礎事業年度の 前々事業年度の 自己資本利益率	基礎事業年度の 前事業年度の自 己資本利益率	基礎事業年度の 自己資本利益率	過去三期平均 値
β				
主要企業の平 均自己資本利 益率ーリスク の低い金融商 品の平均金利				
自己資本利益 率				

【注1～3 略】

4 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

9 利益対応税

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第6項により算定する場合を除く。）また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、1（機能に係るレートベース）及び6（自己資本費用）により算定された実績値及び三事業年度分の子測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「自己資本費用」の項には6（自己資本費用）により算定された値を用いること。

3 「機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率」の項のうち、「機能に係るレートベース」については、1（機能に係るレートベース）により算定された値を用いること。

【10 略】

11 利潤

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカー

リスクの低い 金融商品の平 均金利	原価及び利潤の 前々算定期間の 自己資本利益率	原価及び利潤の 前算定期間の自 己資本利益率	原価及び利潤の 算定期間の自己 資本利益率	過去三期平均 値
β				
主要企業の平 均自己資本利 益率ーリスク の低い金融商 品の平均金利				
自己資本利益 率				

【注1～3 同左】

【新設】

9 【同左】

【表同左】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。）。

【10 同左】

11 【同左】

【表同左】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカー

カードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第6項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能 (第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。) については、3 (他人資本費用) 、6 (自己資本費用) 及び9 (利益対応税) により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「他人資本費用」、「自己資本費用」及び「利益対応税」の項には、それぞれ、3 (他人資本費用) 、6 (自己資本費用) 及び9 (利益対応税) により算定された値を用いること。

12 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により算定する接続料の利潤

【表略】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により接続料を算定する場合に作成すること。

2 各項目のうち実績値及び三事業年度分の予測値を算定しているものについては、「実績値」を用いること。

3 【略】

4 【略】

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

項目	実績値 (事業年度) (単位: M bps)	実績値の 算定方法	参考値 (事業年度) (単位: M bps)	予測値 (事業年度) (単位: M bps)	予測値の 算定方法
需要					

【注1 略】

2 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度 (第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。) の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。

3 「予測値」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料 (第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。) を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

4 「実績値の算定方法」の欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

5 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、データ伝送容量の拡充予定等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがかかるよ

下の種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)) に作成すること (同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。

12 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により算定する接続料の利潤

【表同左】

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合に作成すること。

【新設】

2 【同左】

3 【同左】

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 【同左】

項目	数値 (単位: Mbps)	備考
需要		

【注1 同左】

2 備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

【新設】

【新設】

【新設】

う記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

1の2 データ送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

項目	数値 (単位：回線)		予測値の算定方法
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	
需要			

注 1 「データ送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条

第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

2 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に掲げるものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。)の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。

3 「予測値」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に掲げるものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。)を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

4 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定方法を具体的に記載すること。算定方法については、予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[1の3～3 略]

様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)

1 データ送交換機能の回線容量単位接続料

	実績値 (事業年度)		予測値 (事業年度)	
	(設備等の算定上の区分)		(設備等の算定上の区分)	
		計		計
原価 (単位：円)				
利潤 (単位：円)				
需要 (単位：Mbps)				
(原価+利潤)÷需要				
当該機能による使用回数				
接続料単価				
備考				

1の2 [同左]

項目	数値 (単位：回線)	備考
需要		

注 「データ送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第

1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

[1の3～3 同左]

様式第17の4の5 (第23条の9の3関係)

1 [同左]

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：Mbps)		
(原価+利潤)÷需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

[注1～7 略]

8 「予測値」の欄は、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けてそれぞれ記載すること。

1の2 データ送交換機能の回線数単位接続料

	実績値（事業年度）	予測値（事業年度）
原価（単位：円）		
利潤（単位：円）		
需要（単位：回線）		
接続料単価		
備考		

[注1～3 略]

4 「予測値」の欄は、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けてそれぞれ記載すること。

[1の3～4 略]

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役員別指定設備所属明細表（レポートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

1 音声伝送役務

(単位：円)

役務の種類	音声伝送交換機能			MNP転送機能			SMS伝送交換機能			その他			合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
電気通信事業固定資産															
有形固定資産（帳簿価額）															
機械設備															
空中線設備															
通信衛星設備															
端末設備															

[注1～7 同左]

[新設]

1の2 [同左]

	数値
原価（単位：円）	
利潤（単位：円）	
需要（単位：回線）	
接続料単価	
備考	

[注1～3 同左]

[新設]

[1の3～4 同左]

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役員別指定設備所属明細表（レポートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

1 移動電気通信役務

(単位：円)

役務の種類	音声伝送役務						データ伝送役務								
	音声伝送交換機能			MNP転送機能			SMS伝送交換機能			その他			合計		
電気通信事業固定資産	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
	有形固定資産（帳簿価額）														
機械設備															
空中線設備															

- 2 「音声伝送役務」の欄には、携帯電話に係るもののみを記載すること。
- 3 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、自らの接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額及び共同設定者の同表の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額を記載すること。

2 データ伝送役務

役務の種類	実績値 (事業年度)						参考値 (事業年度)			予測値 (事業年度)		
	データ伝送交換機能			その他			データ伝送交換機能			データ伝送交換機能		
	期首	期末	平均	期首	期末	平均	期首	期末	平均	期首	期末	平均
電気通信事業固定資産												
有形固定資産 (帳簿価額)												
機械設備												
空中線設備												
通信衛星設備												
端末設備												
市内線路設備												
市外線路設備												
土木設備												
海底線設備												
建物												
構築物												
機械及び装置												
車両及び船舶												
工具、器具及び備品												
休止設備												

無形固定資産合計														
電気通信事業固定資産合計														

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「MINP転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。
 2 「音声伝送役務」の欄には、携帯電話に係るもののみを記載すること。
 3 「データ伝送役務」の欄には、携帯電話及びBWAに係るもののみを記載すること。
 4 「データ伝送役務」の欄は、携帯電話、BWA等の区分の別に従い、レポートベースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。
 5 「データ伝送交換機能」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料(同項第3号に掲げる部分について、同令第13条第2項により算定する場合)には、当該接続料を除く。こと、同項第3号に掲げる部分の接続料について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合には、SIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。

土地											
リース資産											
建設仮勘定											
有形固定資産											
合計											
無形固定資産											
海底線使用权											
衛星利用権											
施設利用権											
ソフトウェア											
のれん											
特許権											
借地権											
リース資産											
その他無形固定資産											
無形固定資産											
合計											
電気通信事業固定資産合計											
算定方法											
区分											
電気通信事業固定資産	機械設備										
	空中線設備										
	通信衛星設備										
	端末設備										
	市内線路設備										
	市外線路設備										
	土木設備										
	海底線設備										
	建物										
	構築物										
	機械及び装置										
	車両及び船舶										
	工具、器具及び備品										

休止設備	
土地	
リース資産	
建設仮勘定	
海底権使用権	
衛星利用権	
無形固定資産	
施設利用権	
ソフトウェア	
のれん	
特許権	
借地権	
リース資産	
その他無形固定資産	

注1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能をいう。

- 2 携帯電話及びBWAに係るもののみを記載すること。
- 3 携帯電話、BWA等の区分の別に従い、レポートベースの算定を分ける場合にあつては、当該区分ごとに分割すること。
- 4 「データ伝送交換機能」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料（同項第3号に掲げる部分について、同令第13条第6項により算定する場合には、当該接続料を除く。）ごと、同令第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。
- 5 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、自らの接続会計規則別表第二の役員別固定資産帰属明細表の帳簿価額及び共同設定者の同表の役員別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額を記載すること。
- 6 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第3項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。
- 7 「予測値」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第3項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。
- 8 「算定方法」の欄には、資産区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込みやシステム更

新子定並びに会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

様式第17の4の7（第23条の9の3関係）

【表略】

【注1・2 略】

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の類」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてSIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、同様式表2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）及び同様式表2の3（データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出）の該当する欄の値を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、様式第17の4の2表2及び同様式表2の2により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。なお、同令第13条第6項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。

【4～6 略】

様式第17の4の8（第23条の9の3関係）

1 貸借対照表に計上された額の合算

【表略】

【注1・2 略】

3 算定する接続料の基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）、その前事業年度、前々事業年度及び前々々事業年度ごとに作成すること。

【4・5 略】

【2 略】

様式第17の4の9（第23条の9の3関係）

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率

	予測値	実績値	予測値／ 実績値	乖離が生じた理由
原価（単位：円）				
利潤（単位：円）				

様式第17の4の7（第23条の9の3関係）

【表同左】

【注1・2 同左】

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の類」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてSIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、同様式表2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）及び同様式表2の3（データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出）の該当する欄の値を記載すること。なお、同令第13条第2項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。

【4～6 同左】

様式第17の4の8（第23条の9の3関係）

1 【同左】

【表同左】

【注1・2 同左】

3 原価及び利潤の算定期間、前算定期間、前々算定期間並びに前々々算定期間ごとに作成すること。

【4・5 同左】

【2 同左】

【新設】

需要 (単位：Mbps)			
接続料単価			

- 注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。
- 2 「予測値」の欄には、「実績値」に記載する原価及び利潤の算定の基礎となった会計の事業年度に適用された予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。)の原価、利潤及び需要を記載すること。
- 3 「実績値」の欄には、様式第17の4の5により算定された実績値を記載すること。
- 4 「予測値/実績値」の欄には、予測値を実績値で除したものを百分率で記載すること。
- 5 「乖離が生じた理由」の欄には、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率

	予測値	実績値	予測値/実績値	乖離が生じた理由
原価 (単位：円)				
利潤 (単位：円)				
需要 (単位：Mbps)				
接続料単価				

- 注1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項目に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。
- 2 「予測値」の欄には、「実績値」に記載する原価及び利潤の算定の基礎となった会計の事業年度に適用された予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。)の原価、利潤及び需要を記載すること。
- 3 「実績値」の欄には、様式第17の4の5により算定された実績値を記載すること。
- 4 「予測値/実績値」の欄には、予測値を実績値で除したものを百分率で記載すること。
- 5 「乖離が生じた理由」の欄には、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重線を付した欄記部分を添く全体に付した傍線は注記である。

(第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第二条 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(用語)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 実績原価方式 法第三十四条第六項の規定により整理された会計（以下「二種接続会計」という。）及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要に基づき接続料を算定する方式をいう。</p> <p>四 将来原価方式 二種接続会計及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要の、接続料が適用される事業年度に係る予測値に基づき当該接続料を算定する方式をいう。</p> <p>(接続料の原価及び利潤)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>2 接続料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定の基礎として用いる資産、負債及び純資産の額は、貸借対照表（接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいうるものとする。</p> <p>3 接続料の原価及び利潤の算定期間は、次の各号に掲げる接続料の算定方式の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 実績原価方式 一年</p> <p>二 将来原価方式 三年</p> <p>(第二種指定設備管理運営費の算定)</p> <p>第七条 「略」</p> <p>2 前項の費用は、当該費用を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める費用の額を基礎として算定する。</p> <p>一 実績原価方式 接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用の額</p> <p>二 将来原価方式 接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用の額を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定された額</p> <p>(他人資本費用)</p> <p>第八条 「略」</p> <p>「2 略」</p> <p>3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、当該正味固定資産価額を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 実績原価方式 接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額</p> <p>二 将来原価方式 接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎とし</p>	<p>(用語)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>(接続料の原価及び利潤)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>2 接続料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該法定機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表（接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいうるものとする。</p> <p>3 接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>2 前項の費用は、接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用を基礎として算定する。</p> <p>(他人資本費用)</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>「2 同上」</p> <p>3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。</p>
---	---

て、合理的な将来の予測に基づき算定された額

〔459 略〕

〔接続料設定の原則〕

第十一條 〔略〕

2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 実績原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値

二 将来原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値

〔3・4 略〕

〔音声伝送交換機能の接続料〕

第十二條 第四條第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として実績原価方式に基づき算定するものとする。

〔データ伝送交換機能の接続料〕

第十三條 〔略〕

2 第四條第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第一号及び第二号に掲げる部分（以下「将来原価方式対象機能」という。）の接続料は、将来原価方式を用いて算定する接続料及び実績原価方式を用いて算定する接続料を設定するものとする。

3 将来原価方式対象機能の将来原価方式を用いて算定する接続料（以下「予測接続料」という。）は、三事業年度分を適用される事業年度ごとに区分して、設定するものとする。

4 将来原価方式対象機能の実績原価方式を用いて算定する接続料（以下「精算接続料」という。）は、専ら第十七條第四項の規定による精算に用いるものとする。

5 第四條第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料は、実績原価方式に基づき算定するものとする。

6 第四條第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤は、前章の規定にかかわらず、次に掲げる方法により算定することができる。この場合において、第二條第二項第三号の規定の適用については、「法第三十四條第六項の規定により整理された会計（以下「二種接続会計」という。）及び通信量等」とあるのは、「SIMカードの調達費用、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用、法第三十四條第六項の規定により整理された会計（以下「二種接続会計」という。）及び通信量等」とする。

〔一 略〕

二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、第四條第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第一号に掲げる部分の実績原価方式による接続料の算定に用いた利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。

〔斗翠〕

〔略〕

7 〔番号ポータビリティ転送機能の接続料〕

第十四條 第四條第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として実績原価方式に基づき算定するものとする。

〔459 同上〕

〔接続料設定の原則〕

第十一條 〔同上〕

2 前項の需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。

〔3・4 同上〕

〔音声伝送交換機能の接続料〕

第十二條 第四條第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

〔データ伝送交換機能の接続料〕

第十三條 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 第四條第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤については、前章の規定は適用しない。

〔一 同上〕

二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、前項第一号の接続料の算定における利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。

〔斗翠〕

〔同上〕

3 〔番号ポータビリティ転送機能の接続料〕

第十四條 第四條第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項の表一の項二に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として実績原価方式に基づき設定するものとする。

第十六条 [略]

2 前項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[略]		
第六条第二項	貸借対照表)	自らの貸借対照表)
[略]	[略]	
第十三条第六項第二号	[略]	

[3] 略]

第十七条 [略]

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料(将来原価方式対象機能に係るものを除く。以下この項において同じ。)を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該接続料の原価及び利潤の算定に当たり基礎となる二種接続料の事業年度(以下「基礎事業年度」という。)の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該法定機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、基礎事業年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

3 第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第六項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料について、前項の規定は適用しない。

4 事業者は、第一項の規定に基づき、精算接続料を計算し、その結果に基づき精算接続料を変更したときは、当該精算接続料と当該精算接続料の基礎事業年度に適用された予測接続料との差額に当該基礎事業年度に係る需要の実績値を乗じて得た金額を、他事業者と精算するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項の表一の項二に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第十六条 [同上]

2 [同上]

[同上]		
第六条第二項	係る貸借対照表	係る自らの貸借対照表
[同上]	[同上]	
第十三条第二項第二号	[同上]	

[3] 同上]

第十七条 [同上]

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定められた接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

3 第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料について、前項の規定は適用しない。

[新設]

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則第二十条の九の三第二項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）の規定は、基礎事業年度（新接続料規則第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）が平成三十年以降である接続料の算定から適用し、基礎事業年度が平成二十九年以前である接続料の算定については、なお従前の例による。

3 平成三十年度及び令和元年度を基礎事業年度とする精算接続料（新接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。）に関する新接続料規則第十七条第四項の適用については、「その結果に基づき精算接続料を変更したときは、当該精算接続料と当該精算接続料の基礎事業年度に適用された予測接続料との差額に当該基礎事業年度に係る需要の実績値を乗じて得た金額を」とあるのは、「その結果に基づき接続料を変更したときは、当該精算接続料と当該精算接続料の基礎事業年度に適用された接続料との差額に需要の実績値を乗じて得た金額を、当該精算接続料の基礎事業年度の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、接続料の急

激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該精算接続料の基礎事業年度の期首まで遡及して」とする。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の五第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第七号（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の五第二項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(開示される情報)

第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

〔一〕七 略

八 接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の実績原価方式(接続料規則第二条第二項第三号に規定する実績原価方式をいう。)を用いて算定される接続料について、原価(接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この条において同じ。)に利潤(接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この条において同じ。)を加えたものに対する原価の比率に関する情報

九 前号の原価、利潤及び接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の実績原価方式を用いて算定される接続料の算定に用いる需要(接続料規則第十一条第二項に規定する需要をいう。以下この条において同じ。)の対前年度比に関する情報

十 接続料規則第十七条第四項の規定により精算を行う予測接続料(接続料規則第十三条第三項に規定する予測接続料をいう。以下この条において同じ。)と精算接続料(接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下この条において同じ。)について、当該精算接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要に対する当該予測接続料の算定に用いた原価、利潤及び需要のそれぞれの比率に関する情報

十一 接続料規則第七条第一項及び第二項の規定により同項第二号に該当するものとして算定された第二種指定設備管理運営費、接続料規則第八条第三項の規定により同項第二号に該当するものとして算定された正味固定資産価額及び接続料規則第十一条第二項の規定により同項第二号に該当するものとして算定された需要について、その具体的な予測値の算定方法に関する情報

(開示の方法)

第三条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

〔一 略〕

二 前条第一号、第二号及び第六号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号及び第七号から第十一号までに掲げる情報は開示の請求があった者に限り開示するものとする。

〔三 略〕

四 前条第九号の需要の対前年度比については、毎事業年度経過後六月以内に前事業年度の通信量等の実績に基づき情報の更新を行うものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(開示される情報)

第二条 〔同上〕

〔一〕七 同上

八 接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の接続料について、原価(接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この号において同じ。)に利潤(接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この号において同じ。)を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要(接続料規則第十一条第一項に規定する需要をいう。)の対前算定期間比に関する情報

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(開示の方法)

第三条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 前条第一号、第二号及び第六号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号、第七号及び第八号に掲げる情報は開示の請求があった者に限り開示するものとする。

〔三 同上〕

〔新設〕

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三条第四号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

○総務省告示第 号

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第八条第九項、第九条第四項及び第十六条第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百十号（接続料の算定に用いる値を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>(合理的に期待し得る利回りを勘案した値)</p> <p>第二条 規則第八条第九項に規定する有利子負債以外の負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値は、次のとおりとする。</p> <p>日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる事業年度に発行された長期国債であって当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、三で除した値</p> <p>一 基礎事業年度 当該事業年度の期末に最も近い日</p> <p>二 基礎事業年度の前事業年度 当該事業年度の期末に最も近い日</p> <p>三 基礎事業年度の前々事業年度 当該事業年度の期末に最も近い日</p>	<p>(合理的に期待し得る利回りを勘案した値)</p> <p>第二条 規則第八条第九項に規定する有利子負債以外の負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値は、次のとおりとする。</p> <p>日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であって当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、三で除した値</p> <p>一 原価及び利潤の算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日</p> <p>二 原価及び利潤の前算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日</p> <p>三 原価及び利潤の前々算定期間 当該算定期間の期末に最も近い日</p>
<p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の三の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第三十七号（電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三に基づき様式を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき総務大臣が定める様式は、次のとおりとする。

様式第 1

項目	基礎事業年度の前々事業年度の β	基礎事業年度の前事業年度の β	基礎事業年度の β
[略]			

[注 1 ～ 5 略]

6 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

様式第 2

[表略]

[注 1 略]

2 基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）、その前事業年度及びその前々事業年度ごとに作成すること。

[3 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

[同上]

様式第 1

項目	原価及び利潤の前々算定期間の β	原価及び利潤の前算定期間の β	原価及び利潤の算定期間の β
[同左]			

[注 1 ～ 5 同左]

[新設]

様式第 2

[表同左]

[注 1 同左]

2 原価及び利潤の算定期間、原価及び利潤の前算定期間並びに原価及び利潤の前々算定期間ごとに作成すること。

[3 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
 [平成14年6月策定 令和元年〇月最終改定]

(下線部分は改正部分。表中の「」の記載は注記である。)

改 定 後	改 定 前
<p>2 電気通信事業法に係る事項 (2) MVNOとMNOとの関係 2) 事業者間接続による場合 イ 二種指定事業者の接続に係る規律 (オ) 接続料の算定 ア) 原価算定の3ステップ・プロセス a 音声伝送交換機能、番号ポータビリティ転送機能、ショートメッセージ伝送交換機能 (a) [略] b) 音声伝送役員及びデータ伝送役員に関連する費用は、<u>第二種指定電気通信設備接続会計規則</u>(平成23年総務省令第24号。以下「<u>接続会計規則</u>」)と<u>いう。</u>別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役割に配賦する。 イ)～ウ) [略] エ) リスクの低い金融商品の平均金利 二種接続料規則第9条第3項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、<u>基礎事業年度</u>(<u>第二種指定電気通信設備接続料規則</u>第17条第2項に規定する<u>基礎事業年度</u>をいう。以下同じ。)に発行された長期国債であって当該事業年度の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。 オ) 主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利 二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・フンエイツ・ジャパン株式会社が発行する Japanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から<u>基礎事業年度</u>の末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。 カ) [略] キ) データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要 二種接続料規則第11条第2項第1号では、<u>需要は、接続料を算定する機能ごと</u>の通信量等の実績値とされており、同令第13条第1項第1号では、<u>データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。</u>当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。 ク) [略]</p>	<p>2 [同左] (2) [同左] 2) [同左] イ [同左] (オ) [同左] ア) [同左] a [同左] (a) [同左] b) 音声伝送役員及びデータ伝送役員に関連する費用は、<u>接続会計規則</u>別表第3に掲げる基準によるほか、<u>適正な基準によりそれぞれの役割に配賦する。</u> イ)～ウ) [同左] エ) [同左] 二種接続料規則第9条第3項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、<u>算定期間</u>に発行された長期国債であって<u>当該算定期間の</u>期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。 オ) [同左] 二種接続料規則第9条第3項における「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・フンエイツ・ジャパン株式会社が発行する Japanese Equity Risk Premia Reportのうち、1952年から<u>算定期間</u>末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。 カ) [同左] キ) [同左] 二種接続料規則第11条第2項では、「<u>需要は、当該接続料を算定する機能ごと</u>の通信量等の実績値とする。<u>上とされており、同令第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。</u>当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。 ク) [同左]</p>

ケ) 当年度精算

二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、基礎事業年度の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（令和元年度までに適用されるものに限る。）が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

a 暫定値

ある事業年度の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該事業年度の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定が適用される事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や算定された接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

b [略]

コ) 将来原価方式を用いた算定

データ伝送交換機能のうち二種接続料規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる部分については、二種接続料規則第13条第2項の規定により、将来原価方式を用いて算定する接続料を設定することとされている⁴³ところ、将来原価方式においては、二種接続料規則第7条第2項第2号、第8条第3項第2号及び第11条第2項第2号の規定により、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価値⁴⁴及び需要について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすることが重要である。

このため、予測値の算定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする⁴⁵。

a 算定区分

ケ) [同左]

二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、算定期間の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

a 暫定値

ある算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定の年度を算定期間とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料、すなわち、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、前々算定期間の実績値に基づく接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

b [同左]

[新設]

より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、接続会計規則別表第3の移動電気通信役務収支表に記載されている営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、接続会計規則別表第3の役員別固定資産帰属明細表に記載されている電気通信事業固定資産を構成する区分ごとに、それぞれの区分に応じて適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。

b 算定方法

予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる。

具体的に、例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込みやシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等を、「需要1」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。

c MVNOへの情報提供

予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第2条第10号及び第11号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率及び第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法について、開示の請求のあったMVNOに限り開示することとされているところ、これに加え、原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい。

【脚注】

43 二種接続料規則第13条第2項において、将来原価方式対象機能の接続料は、予測接続料及び精算接続料を設定する旨規定されているところ、事業法第34条第1項の規定により新たに指定をされた二種指定事業者については、二種接続料規則第3条に基づき総務大臣の承認を受け、精算接続料は、指定後最初に設定する予測接続料が適用される事業年度を基礎事業年度とするものからの設定とすることができるものとする。

44 利潤の算定には正味固定資産価額の他にも様々な項目が用いられるところ、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書（令和元年9月）では、「まず是一種指定制度と同様正味固定資産価額を予測値算定の対象とし、他の項目については、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況に応じ、対象とすることについて検討を行っていくこととすることが適当である」とされている。なお、二種指定事業者が、より精度の高い予測

【脚注】

【新設】

【新設】

<p>を行うため、他の項目についての予測値の算定を希望する場合は、二種接続料規則第3条の規定に基づき総務大臣の承認を受けて、当該算定を行う方法がある。</p> <p>45 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、「検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続料の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である」、 「検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に関係する1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である」とされている。また、予測と実績の乖離について、「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である」とされている。</p>	<p>[新設]</p>
---	-------------

注 上記のとおり脚注43から脚注45までを新設することに伴い、改定前の脚注43から脚注72までを3ずつ繰り下げる（本文に付記されている脚注番号を含む。）。